

## 薬の使用期限について

### ◎病院や薬局で出された薬は処方された日数で使い切る

期限には色々ありますが、薬には使用期限があります。市販の薬だと外箱や容器に印字されています。使用期限は、期限を過ぎたら使用しないでください、という意味です。期限を過ぎた薬は市町村のルールに従って破棄してください。

処方箋により出される医療用医薬品には、使用期限は記載してありません。これは処方医がその時の症状や訴え、検査値などから総合的に診断し、その時のご本人のためだけに処方している薬のため、処方された日数で使い切ることを前提としているからです。残った薬を取っておいて後から使用することや、他人が使うことは、そもそも考えられていません。

しかしながら、お子さんに処方された解熱鎮痛剤に限っては、余っている薬をその子の発熱時に使用することもあるでしょう。ただこの時、特に注意して頂きたいのは、その解熱鎮痛剤の保管方法と保管期間です。

むかしもらったお薬  
使えるかしら？



### ◎解熱鎮痛剤は凍らせないように保管

保管方法では、特に温度に注意しましょう。通常、解熱鎮痛剤は室温(1~30℃)での保管が前提とされています。夏場などは室内が30℃を超えることも珍しくありません。また、坐薬では冷所保存(1~15℃)をお願いすることもあり、冷蔵庫に入れる方も多いと思いますが、凍らせてはいけません。冷気が当たらない場所にてください。

保管期間については、通常、製造から3年が使用期限ですが、その薬がいつ製造されたのかは薬に書いてありません。少なくとも調剤年月日を書いてある薬袋も一緒に保管しましょう。また、お子さんの場合は成長することで薬の必要量が変わる可能性があります。不安がある場合は破棄してください。

もう一つ注意したいのは、診断によっては発熱時に処方された薬でも解熱鎮痛剤ではないことや、解熱鎮痛剤と他の作用の薬が混合されている場合があります。この場合、たとえ余っても取っておかず破棄するようにしてください。症状が似ていても対応する薬が全く違い悪化させてしまう可能性があります。

薬をもらう薬局を決め、かかりつけ薬局・薬剤師を持つことで、よいアドバイスをもらえることと思います。

この薬の期限は  
何日ですか？



薬のギモン・質問は、お近くの薬局 もしくは、ぎふ薬事情報センターまで ☎058-247-5122

協力/ 岐阜県薬剤師会

〒500-8146 岐阜市九重町4-5

<http://www.gifuyaku.or.jp>

岐阜県薬剤師会

検索